

第 66 回

飯田市社会福祉大会

令和4年度

地域福祉活動推進研修会

主催 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
後援 飯田市

飯田市市民憲章(昭和 52 年制定)

わたくしたちの飯田市は、美しい自然に恵まれ、長い歴史と尊い伝統文化にまつまれた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。

わたくしたちは、このまちの市民としての誇りをもち、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民のねがいをこめてこの憲章をかかげ、たがいにはげましあい、手をとりあって進みます。

わたくしたちは

1. 自然を大切に、美しい環境の飯田市をつくります。
2. 心身をきたえ、健康で明るい飯田市をつくります。
3. 伝統を生かし、文化の香り高い飯田市をつくります。
4. 善意を広め、思いやりの心で幸せな飯田市をつくります。
5. 楽しく働き、豊かな産業の飯田市をつくります。

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会 基本理念

わたくしたちは

地域と命の尊さを守るため

「新たな福祉の創造による改革」を行い

地域社会に貢献します

大会趣旨

地域社会が抱える福祉課題・生活課題は、社会情勢や地域社会の構造変化によって複雑多様化し、既存の社会保障や福祉制度だけでは対応が難しくなっています。そのため、多様な職種・分野の関係者が連携するとともに、住民の一人一人が主体となって「地域共生」社会の実現に向けて課題に取り組む重要性が高まっています。

本大会はこれを踏まえ、これまで地域の中で多くの役割を果たしてこられた皆様の功績を称え、今後の地域福祉がますます発展するきっかけとなることを目指して開催いたします。

日程

- 13:00 式典
- (1) あいさつ
 - (2) 表彰
 - (3) 受賞者代表謝辞
 - (4) 来賓祝辞
- 13:45 講演
- 『いきいきと暮らせるコミュニティづくりのポイント
～いま自分にできること～』
講師：尻無浜 博幸氏
- 15:00 シンポジウム
- 地域福祉コーディネーターの支援活動発表
- 事例発表① 下久堅地区の地域福祉活動について
～地域福祉課題から通いの場再編へ～
 - 事例発表② 龍江地区の地域福祉活動について
～福祉有償移送サービスの取り組み～
 - 事例発表③ 地域の中で「支え合い」の輪を広げよう

大会役員

名誉大会長	飯 田 市 長	佐 藤 健
大会長	飯田市社会福祉協議会会長	中 島 武津雄
副大会長	飯田市社会福祉協議会副会長	原 久
副大会長	飯田市社会福祉協議会副会長	何 原 真 弓

被表彰者名簿

(五十音順・敬称略)

1 特別功勞表彰

(1) 名誉大会長表彰 9名

池田	文博	(下久堅)	池田	祐子	(座光寺)
牛山	満智子	(伊賀良)	大前	年之	(鼎)
小木曾	計男	(伊賀良)	北林	美ゆき	(東野)
塩澤	利廣	(川路)	矢嶋	きみ子	(東野)
吉沢	武英	(橋南)			

(2) 大会長表彰 13名

池内	弘江	(鼎)	石田	美千代	(伊賀良)
北原	謙一	(鼎)	久保田	孝子	(三穂)
鈴木	泰博	(三穂)	関島	学	(鼎)
滝澤	恵子	(丸山)	田中	廣幸	(上郷)
常盤	千恵子	(伊賀良)	夏目	民子	(丸山)
萩本	彌生	(松尾)	細井	ひろみ	(鼎)
牧野	由加里	(松尾)			

2 感謝状表彰 10名 1団体

市川	勝利	(上郷)	小澤	智子	(千代)
齋藤	徳子	(下久堅)	千葉	俊江	(橋北)
羽生	かよ子	(下久堅)	林	登美子	(橋南)
堀口	晴美	(上郷)	松澤	繁子	(座光寺)
宮内	義宏	(下久堅)	宮澤	俊夫	(鼎)
龍江フォローアップ事業サポーター					(龍江)

ご寄付をいただいた皆様のご紹介

(五十音順・敬称略)

飯田花卉組合

飯田市ボランティアセンター

伊賀良ボランティアグループ

株式会社おさひめコーポレーション カーブス事業部

国際ソロプチミスト飯田

JA みなみ信州女性部 上郷支部

株式会社 ダイナム

たんぽぽの家

南信南なでしこの会

株式会社 中村

三菱電機株式会社 中津川製作所飯田工場

山本小学校 6学年

ユニー(株)小さな善意で愛の輪運動 アピタ飯田店

匿名 3名 1団体

講演

いきいきと暮らせるコミュニティづくりのポイント ～いま自分にできること～

講師 尻無浜 博幸 氏

松本大学 総合経営学部 観光ホスピタリティ学科 総合経営学部長/教授

講師プロフィール

所属 : 松本大学 総合経営学部 観光ホスピタリティ学科

役職名 : 総合経営学部長/教授

専門分野 : 障がい者雇用、国際開発、地域ケア

ルーテル学院大学を卒業後、介護福祉士養成施設校専任教員や病院の管理運営等を経て、平成 18 年より松本大学准教授、平成 25 年に教授へ就任し、令和 4 年からは総合経営学部長を務める。

松本市や安曇野市の地域福祉計画策定委員会の委員長、県内社協の評議員、社会福祉士養成課程の講師を務めるなど、幅広く活躍中。

過去に「やрмаいか！地域のみんなで見守り・支え合い」「こどもの居場所って何？～つながりを深めるために～」等のテーマで飯田市内でも講演等を行う。

いきいきと暮らせる コミュニティづくりのポイント

～いま自分にできること～

2022年12月10日（土）

尻無浜 博幸（松本大学）



1

66回

「社会事業大会」から 「社会福祉大会」へ

長野県社会福祉大会 今年で71回目

「飯田市社会福祉協議会」設立：1951年（S26年）7月

「社会福祉事業法」：1951年

地域防災の 取り組みから

昨年8月14日（土）午後7時半ごろ、長崎県西海市西彼町の田崎文子さん（70）が帰宅しないのを不審に思った家族が周辺を捜したところ、近くの用水路の中で田崎さんが見つかり、さらに通報を受けて駆けつけた消防が同じ用水路の中で近くに住む北村ヤエさん（73）を見つけました。

田崎さんは地域の民生委員で14日昼前に、「北村さんから『怖いから来てほしい』と言われたので様子を見てくる」と家族に話して家を出た後、帰宅しなかったという。

「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」

厚生労働省社会・援護局地域福祉課（令和3年8月16日付）

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。令和3年8月11日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は被害を受けるおそれがあることから、8月12日以降一部地域において災害救助法が適用され、その適用地域が拡大しているとともに、気象庁からは、引き続き土砂災害・河川の増水や氾濫に厳重に警戒するよう注意喚起が行われております。

大雨等の災害により自治体から避難情報（警戒レベル）が発令されている地域においては、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することを前提としつつ、避難情報が発令中に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要です。

各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等へ注意を喚起し、民生委員の方々への周知徹底を併せて行っていただきますよう、お願いいたします。

→ 長崎県災害対策本部は、女性2人の死亡を今回の大雨による「災害関連死」と認定した。 災害弔慰金



東日本大震災で死亡・行方不明になった民生委員55人のうち、岩手、宮城両県で遺族が申請した36人全員の**公務災害**が23日までに認定された。民生委員の本来の業務とは違う避難誘導などを公務と認めるか難しい判断になるとみられた。積極的な認定を促した厚生労働省の通知を受けて、両県が柔軟に対応した。

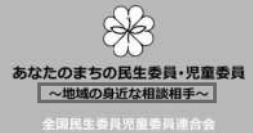
認定に当たっては、両県とも震災発生を業務開始とみなし、目撃者の証言などから行動を裏付けた。目撃証言が得られない場合でも、普段の行動から安否確認に向かったとみなし、幅広く公務災害を認めた。

支給額は各県の条例に基づき決定。既に支給した宮城県によると、遺族補償や葬祭補償などで2千万円余り支払ったケースが多かったという。

【2013年8月23日：日本経済新聞】

なぜ住民は民生委員をあてにするのか？

身近な民生委員とは？



1. 民生委員は、100年の歴史から住民に充分理解されている
2. 地域住民の立場に立って安心して暮らせるような支援をおこなう相談員
3. 住民との関係性で親近感を得ている
4. 社会的ニーズ：「救貧」「防貧」「介護」
→「心の支援」「話し相手」役割

1. 民生委員は、100年の歴史から住民に充分理解されている

岡山県（1917年）の「済世顧問制度＝人」と「済世委員制度＝組織」 防貧政策
大阪府（1918年）の方面委員制度＝貧しい人々の生活状況の調査（社会測量）や救済
小学校通学区域を「方面」とし（現在は学区）、知事が囑託、身分は名誉職とした
区域内の巡視や家庭訪問が求められ、結果は台帳に記入した。
ドイツの救貧制度「エルパーフェルト制度」参考→「救済者の訪問による囑託相談員」

調停員（1948年～）・保護司（1950年～）・婦人相談員（1956年～）等との比較

2. 地域住民の立場に立って安心して暮らせるような支援をおこなう相談員

「保護指導にあたる」から「住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行う」
(2000年～民生委員法改正)

- (1) 住民との信頼関係を築く
- (2) 関係機関との連携協働をすすめる
- (3) 誰もが住みやすいまちづくりをすすめる

救護法（1932年）補助機関（法的に行政下請け業務を担う）官寄り

→ 生活保護法（1950年）協力機関 民寄り

松本市白板地区放光寺町会（487世帯889人） 移動支援：「お互いさまタクシー」

松本市：23.6万人
35地区・487町会
（2022年10月）

飯田市：9.7万人
20地域自治区・138区
（2022年10月）

移動支援「放光寺町会方式 お互いさまタクシー」利用規約

第3条（利用範囲および料金の支払方法）

5. 会員は、自宅からの通院、買い物などを目的に、放光寺公民館より半径3 km以内の病院、スーパー、松本市の施設などへの行き、帰りに本支援を利用できます。
6. 本支援で利用したタクシー料金は、1回につき1,000円（4人で利用する場合は250円/人）の利用者負担とし、差額を補助します。
7. 本支援により生ずるタクシー料金および利用者負担金は、町会が指定する以下の手順にしたがって支払うものとします。
 - ① 町会は会員に対し、あらかじめタクシーチケットを配布する
 - ② 会員間で目的地（病院、スーパー、公民館などの施設）の利用者を募り、「互譲互助」の精神を發揮し、4人（以内）で利用できるように調整する
 - ③ 利用日時が決まれば、利用者がアルピコタクシー株式会社松本支社松本営業所配車センター（0263-87-0555）に連絡し予約する。

放光寺モデルとは①



■住民の声をひろい、それを検討する

装置（場？人？）があった■

- ・登場人物？
- ・民生委員は、5年前から「外出の困難な方々が大勢いる」ことを把握していた。

問題に気づく → 問題を取り上げる

住民の支持！

放光寺モデルとは②

■ 移動支援試行期間を設けたこと ■

- ・ 約1年間（2021年3月～2022年3月）
- ・ 放光寺町会移動支援プロジェクトの発足



放光寺モデルとは③

■ 「放光寺町会移動支援推進委員会」を 設置したこと ■

- ・ 放光寺町会5役、民生委員および目的に賛同し、町会長の推薦を受けた者をもって構成。
- ・ 会則あり。現在18名。



補強策！

放光寺モデルとは④

■放光寺町会移動支援「お互いさまタクシー」 基金を創設したこと■

- ・ 町会負担分を充当するために基金を創設。
- ・ 資金確保

補強策！



放光寺モデルアプローチ **取組を定義する**

- 住民の声をひろい、それを検討する装置（場？人？）があった。
- 移動支援試行期間を設けたこと。
 - 放光寺町会移動支援プロジェクトの発足
- 「放光寺町会移動支援推進委員会」を設置したこと。
- 放光寺町会移動支援「お互いさまタクシー」基金を創設したこと。
- 「対策の視点」から「社会の脆弱性改善」に向けられていること。
 - 全市的展開（共有できるか）

今、私たちが生きている時代 「気候変動危機時代」？

「少子高齢人口減少社会」

少子化

高齢化

人口減

自然災害の発生数、被害が拡大

冬なのに
雪が降らない

台風の進路変化→
直接
台風の強度・頻度

梅雨明け後、
連日の大雨

庭の手入れ
2日から3日へ



松茸
1ヶ月遅れ？

実感しますか？

なぜ「地域防災」か「自主防災組織」か

- ・災害は地域に被害をもたらす
(全国一律に発生することはない)
- ・発災時に命を守ることができるのは、そこにいる(地域の)人々だけ → 協力し合う!
- ・災害への備えと復旧は地域の問題

自助＝自分でできる備え

- ・避難用の持ち出し袋を準備しておく。
→非常食、保存水、ラジオ、救急キット…
- ・災害発生時はまず自分の命を守ることに専念すること。
→とにかく安全な場所まで逃げる!
確実に避難する

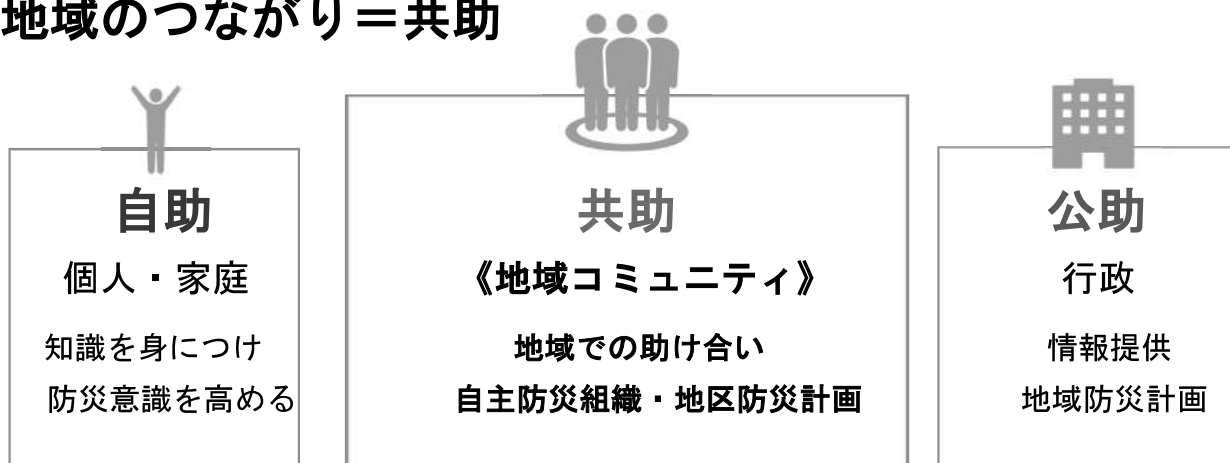
共助＝協力してできる備え

- ・ 地域で防災訓練をおこなう
→ 家族や友達で避難経路を確認
- ・ 避難困難者が近隣に住んでいないか
→ 身体が不自由な人はいる？

みんなで助け合う体制を整える

地域防災について ~自助・共助・公助~

地域のつながり＝共助



防災士として ~若者の視点から~

- ▶ 地域にとって若い力 …▶ 様々な場面で活躍

- ・ 情報発信



- ・ 柔軟な発想



- ・ 地域に根差した人材



防災士として ~地域をつなぐ視点から~

- ▶ 地域をつなぐリーダーとして活躍

- ・ 誰もが被災者となりえる災害
- ・ 世代を超えた支え合いの必要性



- ・ 地域全体での支え合いを呼びかけ

→ もしもの時に備えた強いつながり

…▶ 『しあわせのまちづくり』の実現

いきいきと暮らせる コミュニティづくりのポイント

1. 昔から大切にしてきたものやそのことを活用することで地域を維持する。
伝統技術の継承のようなもの！
2. 地域共同体的志向をコミュニティ内につくる。
新しいルールを自分たちで！
3. 地域内に新しいコミュニティをつくる。
共助 : 伝統的共同体 + 新しいコミュニティ

